

建設工事における建設廃棄物の取扱いについて

※この資料は廃棄物処理法の概略を説明するためにまとめたものです。記載内容は、厳密な定義を省略したり、平易な言葉に変換しているものもあります。
また、記載内容は法改正により変わる場合があります。判断にあたっては必ず法令及び関係通知等を確認してください。ご不明な点は、お気兼ねなく、ご相談下さい。
なお、政令市（札幌市、旭川市及び函館市）の取扱いについては、各市にお問い合わせ下さい。

**北海道環境生活部
循環型社会推進課**

本日のご説明

- ▶ ●廃棄物処理法の取扱い
- ▶ →主に産業廃棄物の取扱いに関して
- ▶ ●一般廃棄物と産業廃棄物の取扱いの違い
- ▶ ●相談事例
- ▶ →主に、一般廃棄物に関して
- ▶ ●建設業の皆様にご注意頂きたいこと
- ▶ （不適正処理の現場から）

廃棄物処理法の目的

3

この法律は、

- 廃棄物の排出を抑制し、
- 及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、
- 並びに生活環境を清潔にすることにより、
- 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る

ことを目的とする。

廃棄物とは

4

- ▶ 不要物であり
- ▶ 他人に有償で売却できないもの

- ・ 物の性状
- ・ 排出の状況
- ・ 通常の見扱い形態
- ・ 取引価値の有無
- ・ 占有者の意思

総合的に勘案し判断

廃棄物の種類

事業活動で生じた廃棄物

産業廃棄物

廃棄物処理法で定める20種類と
輸入された廃棄物

(事業系) 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物

家庭生活中で生じた廃棄物

一般廃棄物

産業廃棄物の種類

	事業活動に伴って生じたものすべて	排出される事業場、活動が限定されるもの
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 輸入廃棄物 など ゴムくず 金属くず 鋳さい 	<ul style="list-style-type: none"> 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ 動物系固形不要物 動物のふん尿 動物の死体 ガラス、コンクリート及び陶磁器くず がれき類 ばいじん
特別管理産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 燃えやすい廃油 強酸 強アルカリ 	<ul style="list-style-type: none"> 感染性廃棄物 特定有害廃棄物 など

例えば「紙くず」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

第二条第一号

紙くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。））、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。））、出版業（印刷出版を行うものに限る。））、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだもの **に限る。**）

例えば「紙くず」

- ①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ②パルプ、紙又は紙加工品の製造業、
- ③新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）
- ④出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの
- ⑤ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだもの

「紙くず」の内、①～⑤に限って、産業廃棄物に該当
①～⑤以外は、一般廃棄物に該当

建設業に係る産業廃棄物の種類

(業種指定等のない産業廃棄物を除く。)

建設業に係る①、②、③
(工作物の新築、改築、除去
に伴って生じたものに限る。)
は産業廃棄物

(工作物の新築、改築、除去に
伴って生じたコンクリート破片
その他これに類する不要物)

=がれき類 → 産廃

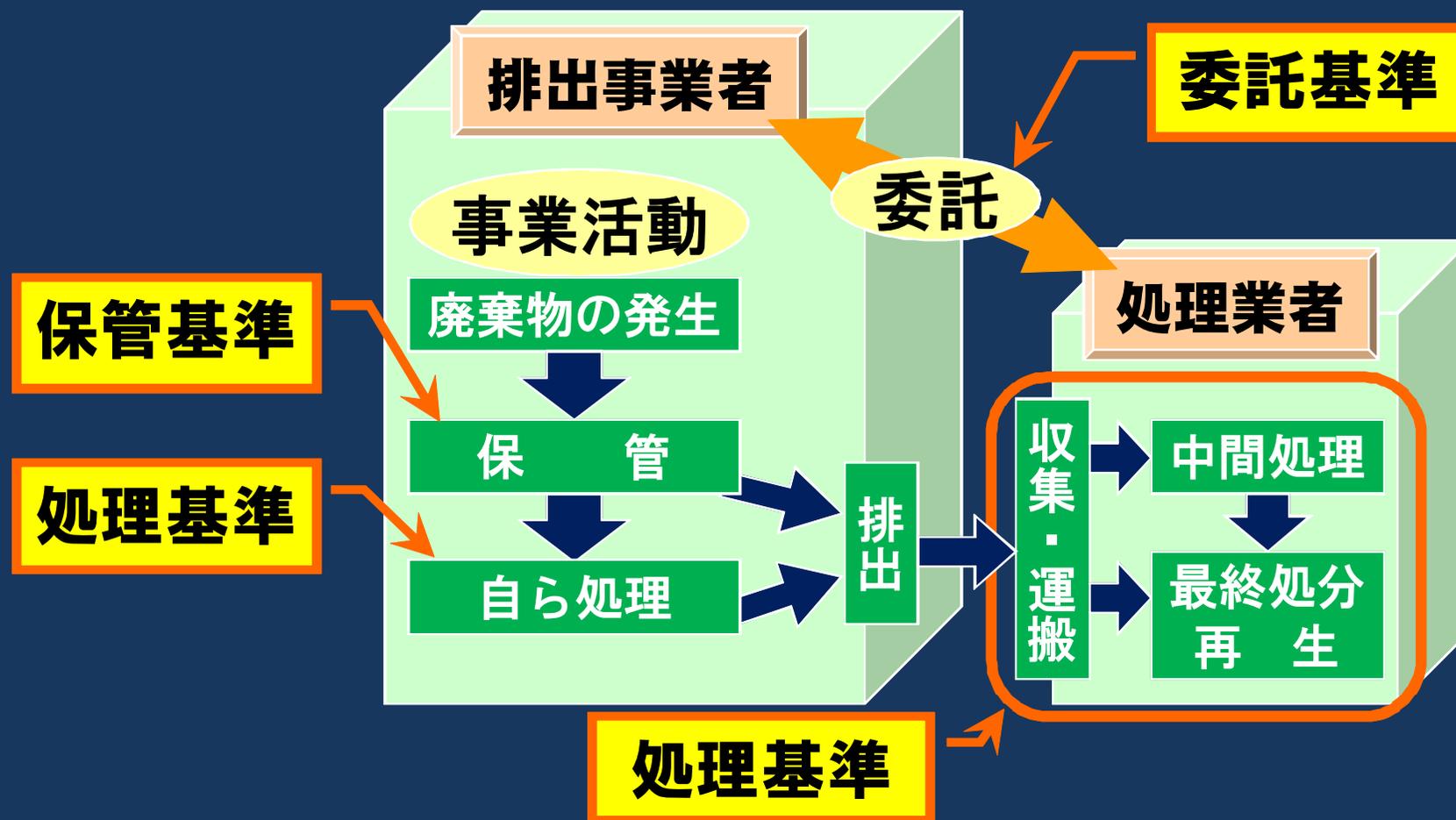
※工作物の新築、改築、除去に伴って
生じたものではないコンクリートくず
も産廃(ガラスくず、コンクリートくず
及び陶磁器くず)に該当。

<業種指定等のある産業廃棄物>

- ① 紙くず
- ② 木くず
- ③ 繊維くず
- 4 動植物性残さ
- 5 動物系固形不要物
- ⑥ がれき類
- 7 動物のふん尿
- 8 動物の死体
- 9 ばいじん

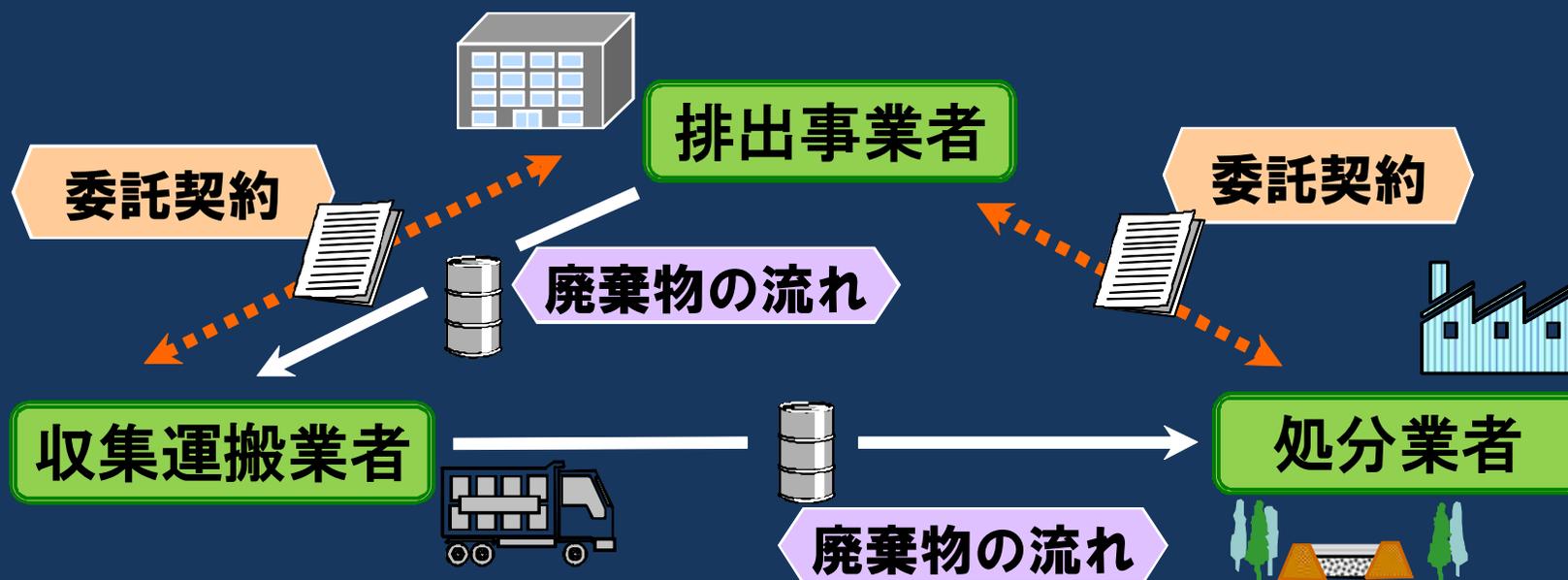
産業廃棄物の処理の流れ

10



産業廃棄物の委託

排出事業者は、処理を委託する場合は、収集運搬業者、処分業者それぞれと書面により契約を締結する必要があります。



産業廃棄物の委託

12

産業廃棄物を委託するときは委託基準を遵守しなければなりません。

産業廃棄物の委託の手順

① 委託する処理業者の事業の範囲、許可証を確認

収集運搬は、積込み積下ろし場所と積替保管場所の許可が必要

② 収集運搬業者、処分業者それぞれと書面により契約を締結

許可証の写しが添付されているか、必要事項が記載されているか。

③ 廃棄物の引き渡しと同時にマニフェストを交付

1回の積込みごとに交付が必要

④ 返送されるマニフェストにより処理状況を確認

返送されないときは確認が必要

⑤ 委託契約書とマニフェストを5年間保存

委託基準①

◎ポイント

- 1 事前に契約（着手前に）
- 2 書面で契約
- 3 収集運搬と処分の両方の契約が必要
- 4 許可証（写し）を添付
- 5 契約書は契約終了時から5年間保存

委託基準②

◎ポイント

6 委託契約書の記載項目は法で規定されている。

- 中間処理を委託する場合であっても、
最終処分場所・方法・処理能力の記載も必要。
- 契約を解除した場合の処理されない産廃の
取扱いの記載も必要。

委託基準③

～ 違反事例 ～

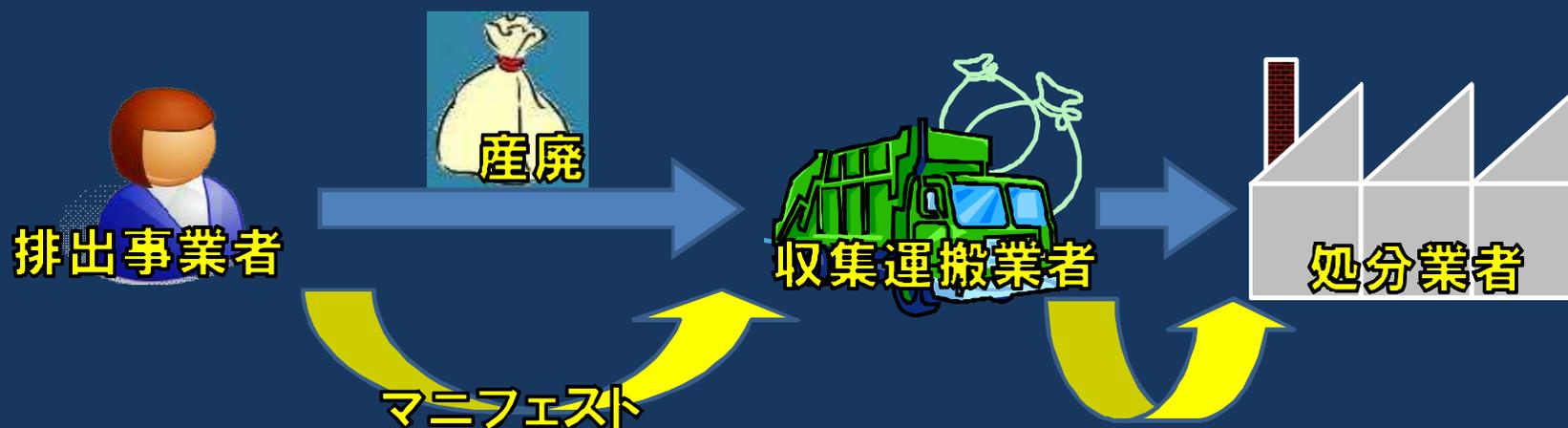
- × 口頭で委託している。
- × 収集運搬業者・処分業者のいずれか又はいずれもとの契約がされていない。
- × 処分業の許可のない収集運搬業者と処分の委託まで契約している。
- × 「事業の範囲」にない産業廃棄物の委託契約をしている。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）

- 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には

＜マニフェストの交付＞

引渡しと同時に受託者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならない



産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	20612100154	整理番号		交付担当者	氏名	(印)
事業者 (排出者)	氏名又は名称			名称				
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号				
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類 (普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類 (特別管理産業廃棄物)		数量 (及び単位)	荷姿		
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら (有害)	産業廃棄物の名称	有害物質等 処分方法		
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油 (有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油 (有害)				
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉱さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥 (有害)				
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸 (有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸 (有害)				
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ (有害)				
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ (有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん (有害)				
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物 (有害)				
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等					
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系図形不変物	<input type="checkbox"/> 7421 塵・石綿等					
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥						
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鉱さい (有害)						
中間処理産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
運搬受託者	氏名又は名称			名称				
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号				
処分受託者	氏名又は名称			名称				
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号				
運搬の委託	委託者の氏名又は名称 (運搬担当者の氏名)			受領印	運搬完了年月日 平成 年 月 日	数量 (及び単位)	有害物質質量	
処分の委託	委託者の氏名又は名称 (処分担当者の氏名)			受領印	処分完了年月日 平成 年 月 日	最終処分完了年月日 平成 年 月 日	種類を禁じます (類似品にご注意ください)	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)			照合確認				
(直行用)	発行元: 社団法人 全国産業廃棄物連合会			B 票 平成 年 月 日 D 票 平成 年 月 日 E 票 平成 年 月 日				

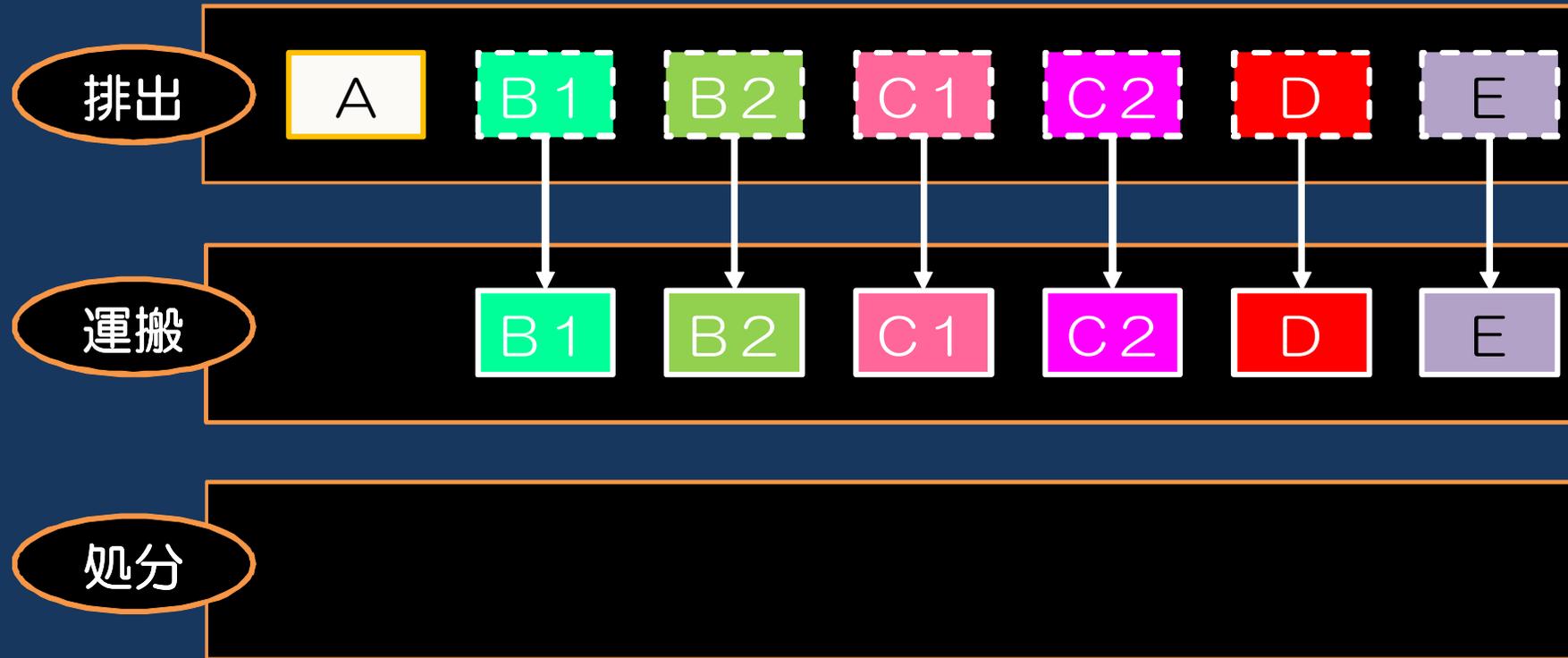
紙のマニフェスト or

➤ JWNETホームページへ

JWNET
Japan Waste Network.
電子マニフェストシステム
災害廃棄物処理支援システム

電子マニフェスト

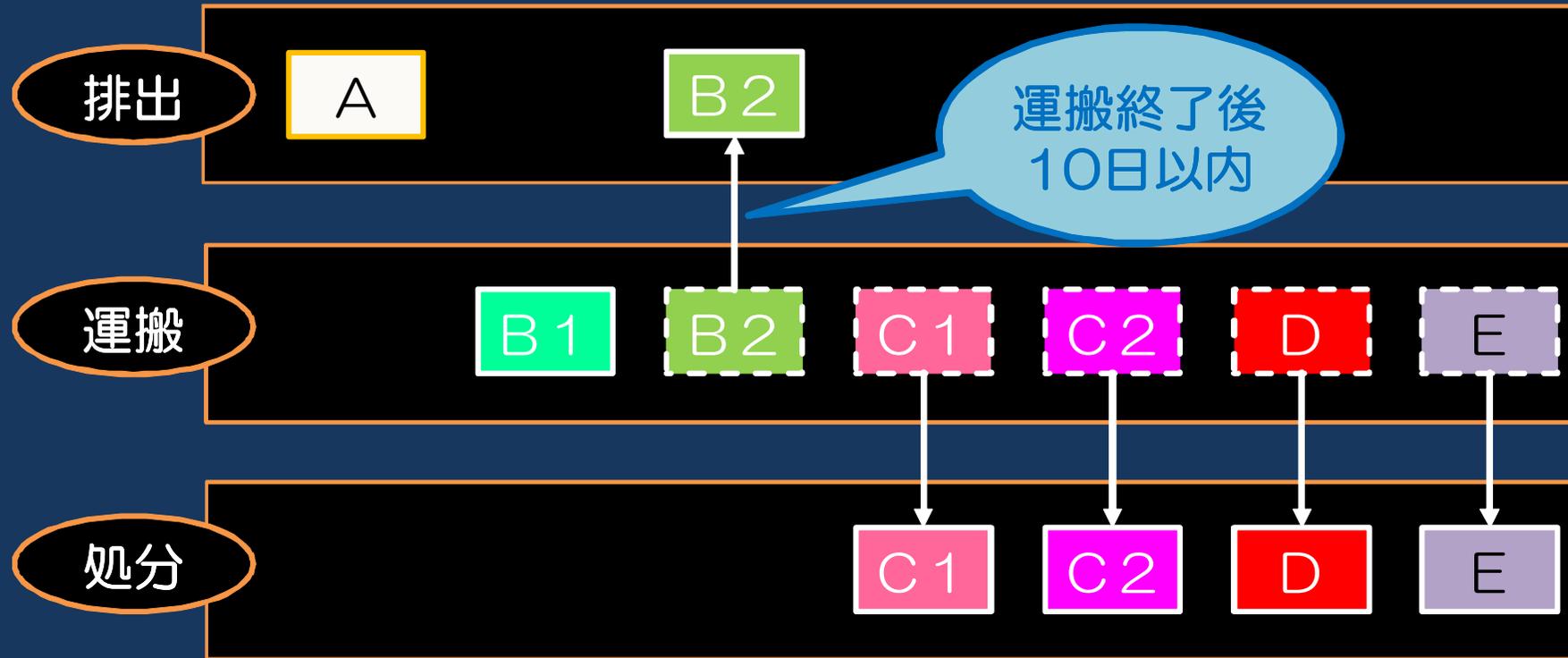
マニフェストの流れ①



<排出時:排出事業者(マニフェスト交付者)>

- 1 A票に必要事項を記入
- 2 B1~E票を収運業者に交付
- 3 A票は保管

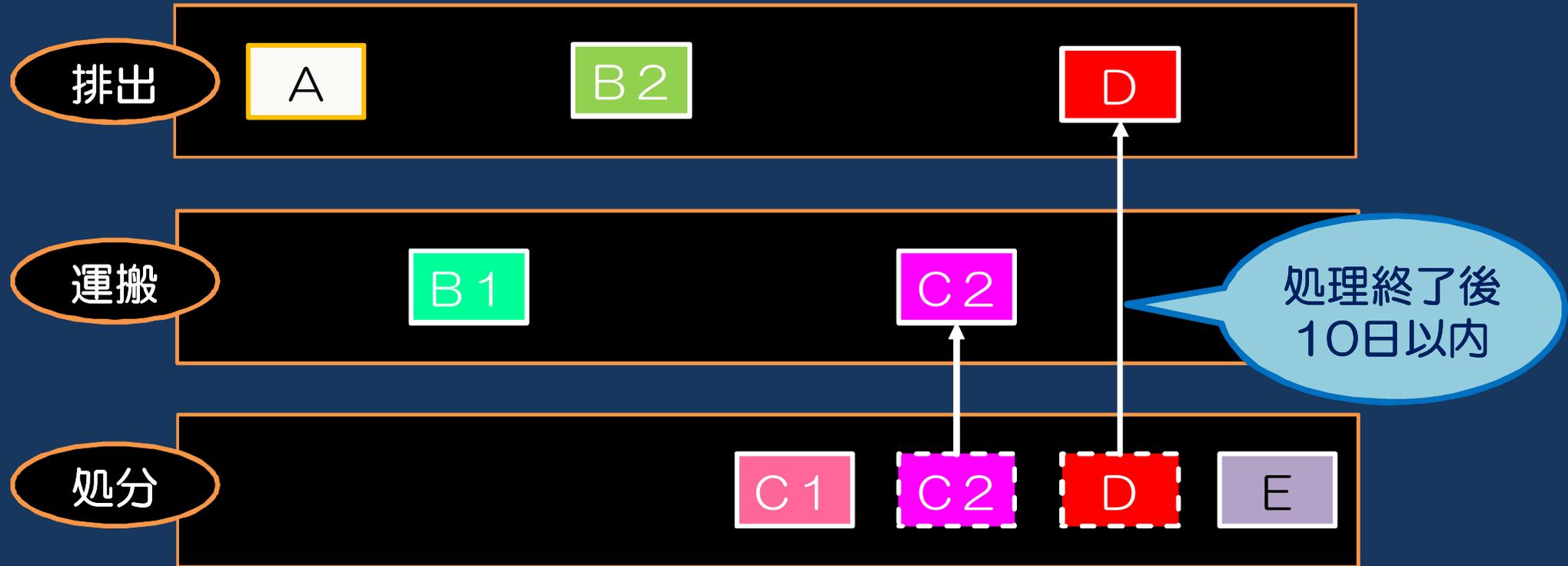
マニフェストの流れ②



<収集運搬終了時:運搬受託者>

- 1 B1票に必要事項を記入
- 2 B2票を交付者、C1票～E票を処分受託者に送付
- 3 B1票は保管

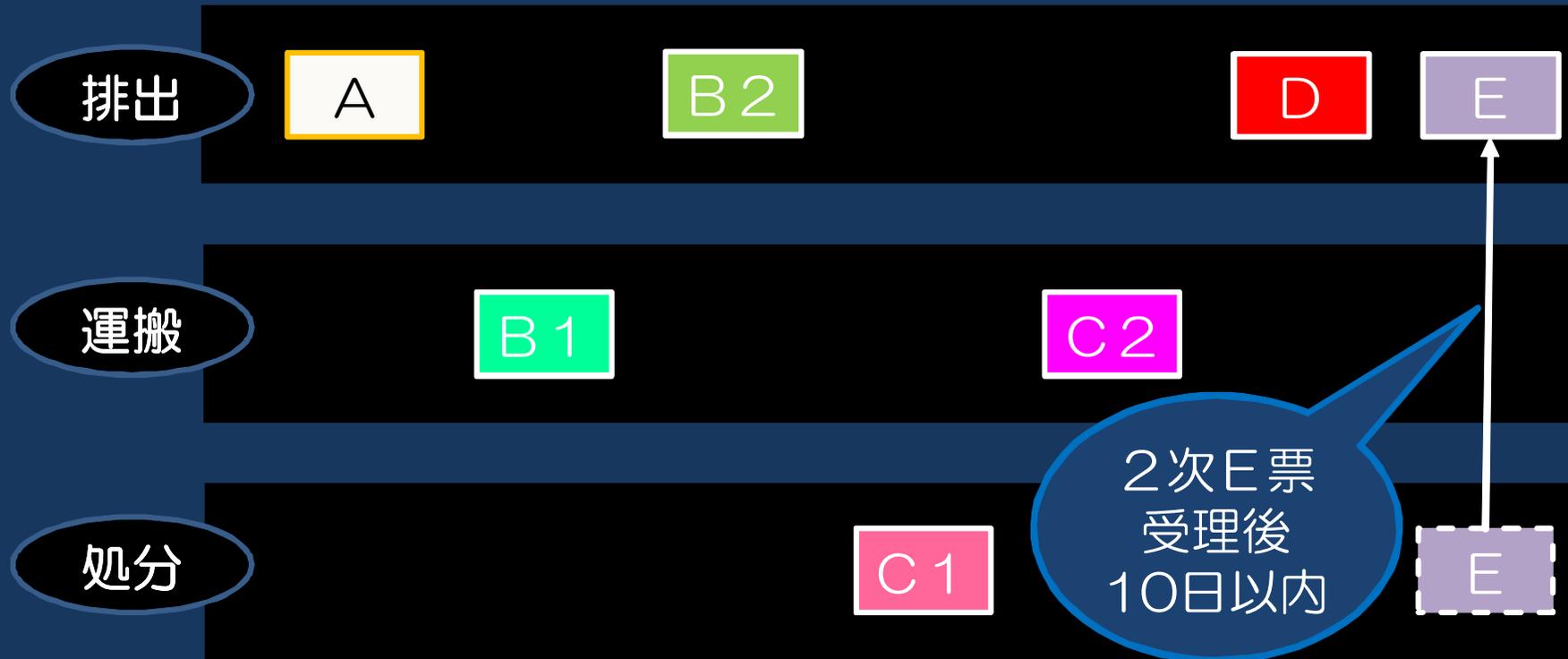
マニフェストの流れ③



<中間処理終了時:処分受託者>

- 1 C1票に必要事項を記入
- 2 C2票を運搬受託者、D票を交付者に送付
- 3 C1票、E票は保管(+2次マニフェスト発行)

マニフェストの流れ④



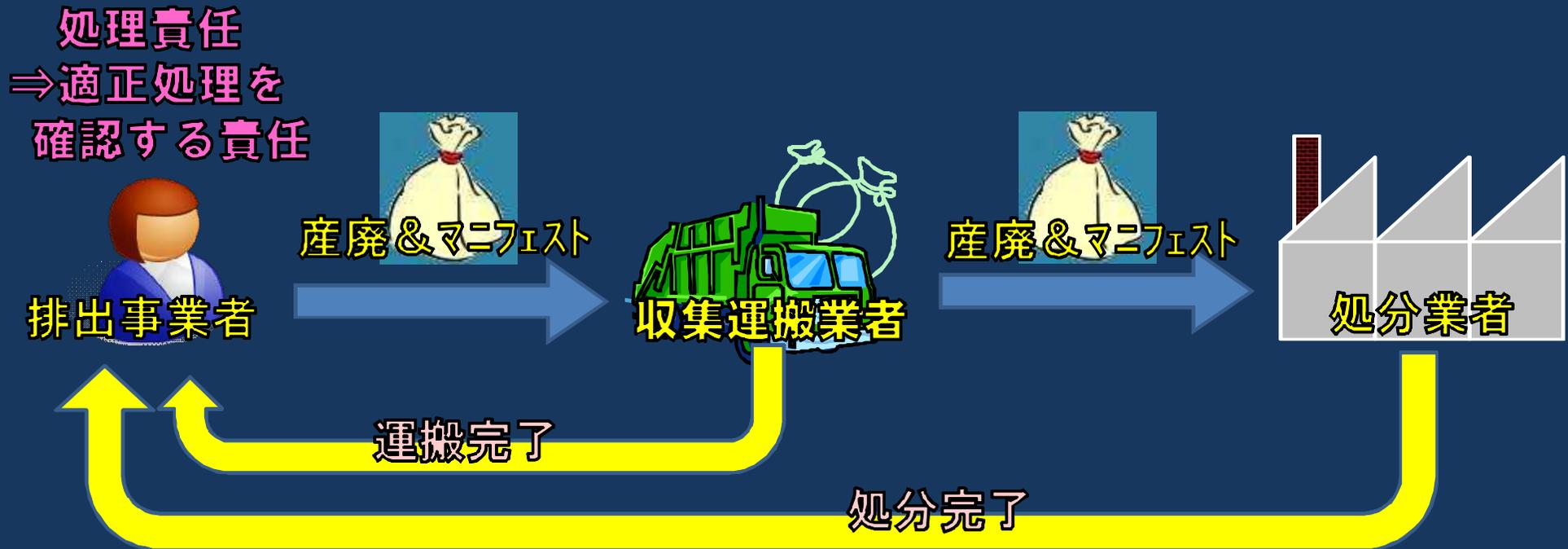
<最終処分終了時: 処分受託者>

- 1 C1票に必要事項を記入
- 2 E票を交付者に送付

各票は
5年保管

マニフェストの導入経緯

マニフェストを通じて廃棄物の移動、処理の状況を
排出事業者自らが把握し、適正処理を確保するために導入



マニフェストの導入経緯

マニフェストを通じて廃棄物の移動、処理の状況を
排出事業者自らが把握し、適正処理を確保するために導入

処理責任
⇒適正処理を
確認する責任

排出事業者

産廃&マニフェスト

収集運搬業者

産廃&マニフェスト

処分業者

報告

一定日数を過ぎても報告が来ない!

処分完了

都道府県知事

産業廃棄物の保管について

通常

工事現場から廃棄物処理施設へ直接搬入

やむを得ず

自社の資材置き場等に一時的な保管

保管の基準が適用されます

産業廃棄物の保管基準（主なもの）

囲い
の設置

掲示板
の設置

記載する内容

- ・ 保管の場所である旨
- ・ 廃棄物の種類
- ・ 管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ・ 保管高さ（屋外で容器を用いない場合）
- ・ 保管上限（数量）

【掲示板の例】

100cm以上※

施設の名 称	産業廃棄物保管施設
保管する産業廃棄物の名称※ ³	金属くず、廃プラスチック類
管 理 者 名	〇〇建設(株) 担当者 〇〇〇〇
連 絡 先	*** (***) ****
高 さ の 上 限	金属くず 〇〇m、廃プラスチック類 〇〇m
積替えのための保管上限※ ²	金属くず 〇〇〇m ³ 、廃プラスチック類 〇〇〇m ³
* 許 可 の 種 類	産業廃棄物〇〇業
* 許 可 の 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
* 許 可 番 号	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

地は白色で文字は黒色とする

特別管理産業廃棄物の場合は「特別管理産業廃棄物保管施設」と記載

屋外で容器を用いないとき記載

事業場内の運搬されるまでの保管を除く

産業廃棄物処理業者のみ記載

120cm以上※¹

- ※¹ 道の「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」による。(法では高さ60cm以上、幅60cm以上)
- ※² 処分等のための保管の場所に係る掲示については、「処分等のための保管上限」としてください。
- ※³ 保管する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を表示してください。

産業廃棄物の保管基準（主なもの）

保管の高さ
(屋外で容器を用いない場合)

廃棄物の荷重に対して
構造耐力上安全なもの

- 産業廃棄物が「堅牢な囲い」に接しない場合
～ 囲いの下端から勾配50%
(高さ/底辺 = 1 / 2 の傾き) 以下
- 産業廃棄物が「堅牢な囲い」に接する場合
～ 囲いの内側 2 m は、囲い高さより 50 cm 以下
2 m 以内の内側は、2 m の地点から勾配 50% 以下

◎一方が囲いが堅牢である場合の例

50%勾配面を超えている

50%勾配面

高さの上限を超えている

高さの上限

基準違反

50cm

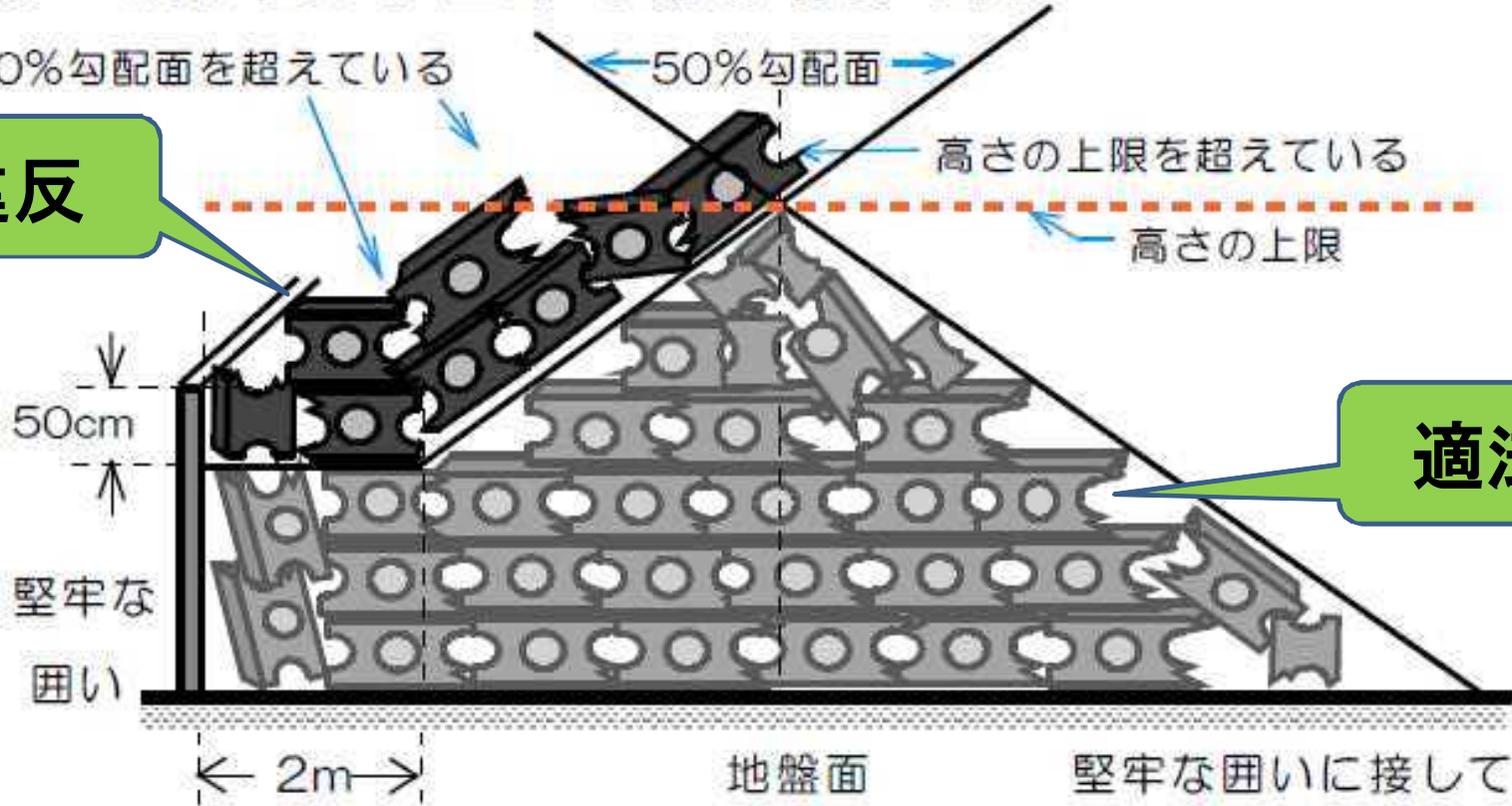
堅牢な
囲い

← 2m →

地盤面

堅牢な囲いに接して
いないとき

適法部分



保管した廃棄物は、早めに処理しましょう

長期的に放置している場合、「保管」ではなく「投棄」と扱われることもあります

とある建設業者さん談

- ・あまりため込むと、一度の費用も上がり処理が大変
- ・ためずに産廃業者さんに運んでいるよ



一般廃棄物と産業廃棄物の 取扱いの違いについて

廃棄物の種類

事業活動で生じた廃棄物

産業廃棄物

廃棄物処理法で定める20種類と
輸入された廃棄物

(事業系) 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物

家庭生活中で生じた廃棄物

一般廃棄物

建設工事等から発生する一般廃棄物

<例>

- 抜根、伐木（工作物の新築、改築、除去を伴わない工事により発生したもの）
- 伐開物（草、笹など）
- 海岸清掃、河川維持等で発生する流木

など

処理の主体

産業廃棄物

排出事業者が、自らの責任において処理
(産廃処理業者に委託しての適正処理も含む)

一般廃棄物

一般廃棄物の処理は市町村の事務
なお、事業系一般廃棄物については、排出事業者が、自らの責任において、市町村の定めたルールに基づき処理

- ・ 市町村処理施設への搬入、
- ・ 一廃処理業者に委託しての適正処理 等

処理の実態

産業廃棄物

主に、排出事業者が、産業廃棄物処理業者に委託して処理

事業系 一般廃棄物

家庭系の一般廃棄物と合わせて処理できるものは市町村が処理

抜根、流木など市町村での処理が困難なものは一般廃棄物処理業者（民間）が処理

処理の区域

産業廃棄物

市町村を越えての移動も可

例) A市で発生→B市内の産廃業者に処理委託

一般廃棄物

発生した市町村内で処理されることが基本

例) A市で発生→A市内で処理

なぜ、一廃と産廃で扱いが異なるのか

●国の通知から（昭和46年 厚生事務次官通知）

※廃棄物処理法施行時の通知

- 廃棄物の処理は、従来、市街地区域の汚物の処理として実施されてきたが、経済の成長、国民生活の向上等に伴う廃棄物の量的増大と質的变化等に伴い、抜本的な改革が必要となった
- 廃棄物処理法を制定し、現状に即応した廃棄物の処理体制を確立する

- 廃棄物を

- 国民の日常生活の中から排出されるものを中心とする一般廃棄物と
- 事業活動に伴って排出され、量的又は質的に環境汚染源として問題とされるものからなる産業廃棄物に区分し

それぞれの処理体系を整備する

- 一般廃棄物の処理については、処理主体を原則として市町村の清掃事業に置く
- 産業廃棄物の処理については、事業者の処理責任を明定し、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないもの
 - 新たに産業廃棄物を定義し、産業廃棄物処理業の許可制度が創設された
 - 従来行われていた市町村における家庭ゴミの処理の他、市町村区域にとらわれない産業廃棄物処理の枠組みが設けられた

許可等の制度

	処理業	処理施設
産業廃棄物	都道府県、 政令市の許可	都道府県、政令市の許可
一般廃棄物	市町村の許可	市町村設置施設 →都道府県、政令市に 届出 民間設置施設 →都道府県、政令市の 許可

処理業（収集運搬・処分）の許可

産業廃棄物処理業

- 許可基準を満たすことで、「比較的自由」に許可取得可能
- 許可基準
 - ・ 事業を的確に、かつ継続して行うに足りる
 - ・ 施設がある
 - ・ 能力がある（知識及び技能、経理的基礎）
 - ・ 申請者（役員含む）が欠格要件に該当しない（一定の犯歴が無い、暴力団員でない等）

処理業（収集運搬・処分）の許可

一般廃棄物処理業

●許可基準に、

- ・ 当該市町村による一般廃棄物の処理が困難であること
- ・ 申請内容が、一般廃棄物処理計画に適合するものであること

との規定があり、産廃処理業とは異なり、許可に当たっての制限が多い

一般廃棄物の処理

- 市町村が自ら処理
- 又は、市町村が民間事業者に委託して処理
- 市町村が処理できないものに限定し、民間事業者
に一般廃棄物処理業を許可

一般廃棄物の市町村内処理

- 市町村は、市町村が作成した処理計画に従い、その区域内における一般廃棄物を処理しなければならないこととされ（廃棄物処理法第6条の2）、発生した市町村内での処理が基本となる。
- 複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立し、共同して一般廃棄物を処理している場合には、当該圏域内での処理が基本となる。
- 他の市町村の区域内での処理が必要な場合には、通常、市町村間での調整が必要となる。

相談事例

～主に、一般廃棄物に関して

照会 1

河道の掘削工事により抜根、伐木が発生します。
工作物の新築、改築及び除去を伴わない工事の
場合、抜根等は一般廃棄物と考えて良いでしょうか。

回答 1

回答：良い。

産業廃棄物となる木くずには業種等の指定があり、建設業に係るものについては、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る」とされており、産業廃棄物に該当しないものは事業系の一般廃棄物となる。

照会 2-1

伐開物を処理しようと、工事現場のあるA市に相談したが、「処理量が大量で受入困難」との回答。

仕方が無いので、隣のB町にある産業廃棄物処理業者に相談したところ、「受入可能」とのこと。

伐開物は一般廃棄物であるが、産業廃棄物として処理しても良いか？

回答 2-1

回答：できない。

伐開物は一般廃棄物であり、産業廃棄物として処理することは出来ない。

まずは、A市と対応について相談して下さい。

補足「なぜ、受入困難」と言われるの？

- 市町村では、廃棄物処理施設の周辺住民との協議経緯や、土地の状況、市町村の規模等から、
 - ・焼却施設がない
 - ・住民との協定で、埋立は不燃物以外、不可
 - ・家庭ゴミの発生量が少量で、大量の事業系一般廃棄物の処理が困難など、有している処理施設が異なり、「C市で処理ができたのに、D町では処理が困難」となる場合もあります。

「だからと言って、受入困難では困る」

- 現実的に市町村での処理が不可能な場合、受入は困難となります（できないものはできない）。
- 一方、市町村は、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めることとされています（廃棄物処理法第4条）。
- このため、民間業者の斡旋や、「数日置いて嵩を減らしてから搬入」など、市町村とご相談願います

照会 2-2

伐開物を処理しようと、工事現場のあるA市に相談したが、「処理量が大量で受入困難」との回答。A市からは、次の2案の提示があった。

- ① E町の一般廃棄物処理施設（A市とE町が協議を行いE町が了解した場合）
- ② A市内の民間の一般廃棄物処理業者

経済比較により2案を検討しようと思うが、A市で発生した一般廃棄物をE町で処理しても良いのか？

回答 2 - 2

回答：よい。

A市とE町の協議により、E町が受入を了解しているので、可能。

照会 2 - 3

今度は、F市で伐開物が発生したが、F市も「処理量が大量で受入困難」との回答。

F市からは、F市内の民間の一般廃棄物処理業者を紹介されただけで、他の市町村への処理について説明が無かった。

A市の際と同様に、他の市町村での処理を想定しなくて良いのか？

回答 2 - 3

回答：F市の説明に従って下さい。

一般廃棄物は、原則、発生市町村区域内で処理されるものであり、A市とE町のような協議が行われることは少例と考えられます。

照会 3

維持工事で流木を回収し、大型土嚢袋（廃プラ）に入れて搬出・処理する。この場合、

流木	～	一般廃棄物	～	排出者は発注者
土嚢袋	～	産業廃棄物	～	排出者は元請業者

と解釈し、大型土嚢袋の処理にはマニフェストが必要となるのか？

回答3

道としては、大型土嚢袋は「家庭ゴミを排出する場合のゴミ袋」と同様、一般廃棄物である流木を排出するために用いる容器と解釈する（廃棄物に該当しない）。

なお、受け入れる市町村の判断もあるため、市町村にご相談下さい（市町村によっては、土嚢袋使用は不可の場合もあるかもしれません）。

ただし、業務の最中に、破損等により使用不可となった大型土嚢袋を処理する場合には、元請業者が産業廃棄物として処理する必要があります。

照会 4

工事に着手しようとしたところ、現場には空き缶やペットボトルなど、ゴミが散乱していた。

これらは一般廃棄物として処理できるのか？

それとも、事業者が回収するため、産業廃棄物になってしまうのか？

回答4

現場に落ちているものが一般廃棄物と考えられるものであれば、一般廃棄物として処理できるものと考えますが、受け入れる市町村の判断もあるため、市町村にご相談下さい。

ただし、例えば、大量のタイヤが不法投棄されているなど、一概に一般廃棄物と考えられないものについては、産業廃棄物として処理することとなる場合もあります。

照会5

一般廃棄物である流木を、民間の一般廃棄物処理業者に委託処理する場合についても、適切に処理されたことを確認するため、マニフェストを使用した方が良いでしょうか？

回答 5

廃棄物処理法では、一般廃棄物の処理にはマニフェストの交付は義務づけられていません。

自らの判断で、産業廃棄物に準じてマニフェストを使用されたい場合には、相手方（一般廃棄物処理業者）と相談して下さい。

**建設業の皆様にご注意頂きたいこと
（不適正処理の現場から）**

産業廃棄物の処理責任について

排出事業者は、自らの責任において適正に処理

「適正に処理」とは

- ・ 排出事業者が自ら処理
- ・ 処理業者等に委託して適正に処理

建設工事における排出事業者は？

建設工事は数次の請負によって行われる場合あり

→個々の廃棄物に関し、排出者が誰か特定することが困難となる可能性

→処理責任が曖昧となる可能性



平成22年の廃棄物処理法改正により

元請業者が排出事業者

であることが明確化されました

発注者

元請業者

排出事業者

一次下請

一次下請

一次下請

一次下請

二次下請

下請負人が収集運搬又は処分する場合

産業廃棄物処理業の許可が必要です

(小規模工事など一部例外あり)

「産業廃棄物処理業」

他人の産業廃棄物の収集運搬、処分を行うためには、北海道知事（札幌、旭川及び函館で行う一部の行為は市長）の許可が必要です。

- 収集運搬 → 産業廃棄物収集運搬業の許可
- 処分 → 産業廃棄物処分業の許可

産業廃棄物収集運搬業の許可申請について

【許可基準】

- 施設（車両等）を有している
- 知事が認定する講習会を修了している
- 申請者（役員等含む）が破産者等に該当していない
- 経理的基礎を有している など

※申請手数料（新規） 81,000円

申請窓口は各（総合）振興局の環境生活課

排出事業者の責務

排出事業者（元請業者）は、委託した廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。

事例 1

**下請業者が不適正に放置
していた廃棄物を元請業者
に撤去指導したものの**

事例の内容 1

- 振興局が放置していた実行者に撤去指導
- 実行者「自分が元請の工事で発生した廃棄物を自分の土地に置いているだけ」と主張
- 実行者は撤去指導に従わず
- 撤去指導を強化するため、放置廃棄物の詳細調査を実施

事例の内容 2

- 放置された廃棄物は、解体工事に伴うもの。
- フレコンの中身から、解体された物件（10数件）を確認
- 解体された物件の所有者から聞取調査を実施したところ、元請業者数社が別に存在することが判明

事例の内容 3

- 元請業者に聞取調査を実施したところ、一時期、実行者に解体工事の下請けを発注していたことが判明
- 各社とも、実行者とは常時の付き合いではなく、限られた期間での付き合い
- 実行者との付き合いがあった期間の解体工事におけるマニフェストの状況を確認

事例の内容 4

- マニフェスト調査の結果、一部工事においてマニフェストが不存在。
 - 適正処理したことが証明できない。
放置されている現場に持ち込まれた可能性。
- 元請業者に現場を見てもらい、状況説明
- 結果、元請業者が廃棄物を撤去した。

ご注意頂きたいこと 1

建設工事で発生する廃棄物については、元請業者が処理責任を負うこととなっています。

下請業者に廃棄物処理を任せきりとせず、元請業者の責任として、適正処理の確認をお願いします（マニフェスト交付義務も元請業者にあります）。

ご注意頂きたいこと 2

マニフェスト（産業廃棄物管理票）は適正処理したことの証になります。

廃棄物処理の契約書と併せ、法律により、5年間の保存が義務づけられています。

ご注意頂きたいこと 3

産業廃棄物処理業の許可の無い下請業者に
処理（運搬や処分）を委託すると、

元請業者 → 委託基準違反

下請業者 → 受託禁止違反 又は 無許可営業
となります。

違反事件 (他県での事例)

元請業者

(株)A建設 (埼玉県●●市) ← 委託基準違反

解体工事に伴って生じる廃棄物の処理を委託 (53万円)

1次下請け業者

処理業許可なし

(株)B建設 (東京都××市) ← 受託禁止違反

解体工事に伴って生じる廃棄物の処理を委託 (40万円)

2次下請け業者

処理業許可なし

(株)C建設 (神奈川県▲▲市) ← 受託禁止違反

解体費用63万円

不法
投棄

**孫請業者の不法投棄を契機に、元請業者も
廃棄物処理法違反で検挙されたものです。**

**繰り返しになりますが、元請業者が自らの
責任において、適正処理を確認することが、
「自らの身を守る」ことにつながります。**

ご注意頂きたいこと 4

産業廃棄物の委託先は、「信頼できる」許可業者等をお願いしてください。

＜参考＞環境省課長通知「行政処分の指針について」

●排出事業者等に対する措置命令に関する説明の中で

- ・ 排出事業者は、廃棄物の処理責任を負う
- ・ 処理を許可業者等に委託したとしても、その責任を免じられるものではない
- ・ 産業廃棄物処理業の許可は、許可申請者が、適正な処理を行い得る客観的能力等を有する者であることを確保する観点から定められた一定の要件に合致すれば都道府県は許可しなければならないこととされている。

- したがって、産業廃棄物処理業の許可制度は、実際に許可を受けた者が適正に処理を行うことまでを保証するものではなく、許可業者に対する処理委託が排出事業者の責任を免ずるものではないことに十分留意されたい。
- 排出事業者に対し、信頼に値する処理業者であるか否かについては、最終的には排出事業者の責任において見極める必要があることを周知されたい。

**「道庁が許可している業者なのだから
安心して委託していた」**



**道としても、許可業者の監視指導に努めており
ますが、排出事業者の皆様におかれても、「信頼」
できる事業者への委託処理をお願いします。**

●北海道循環条例 第32条において

- ・ 1年以上にわたり、継続して産業廃棄物処分業者に処分を委託する場合
- ・ 毎年1回以上、処分を行う施設を実地に調査し
- ・ 処分が適正に処理されていることを確認

することとされています。

実地確認の実施を、よろしくお願いします。

産業廃棄物処理業の優良認定制度について

「優良基準」に適合している産業廃棄物処理業者



平成22年法改正で制度化

「優良産廃処理業者」として認定

【認定のメリット】

- 通常「5年」の許可の有効期限が「7年」に延長
- 許可証に「優良認定マーク」
- 更新許可申請時の添付書類が一部省略可能 など

優良認定基準について（概要）

1 遵法性

処分歴無し

2 事業の透明性

事業計画等をインターネット公表

3 環境配慮の取組

ISO14001、H E S等の認証取得

4 電子マニフェスト

システムに加入

5 財務体質の健全性

自己資本比率10%以上など

事例 2

許可業者が廃棄物処理法
違反で処罰されるとともに、
許可取消

事例の内容

- 処分場延命のため、敷地内に不法投棄
- 通報を受けた振興局が立入検査
- 掘削調査で不法投棄物発見
- 道から警察に通報

ご注意頂きたいこと 5

廃棄物処理法違反は、度重なる法改正により非常に重くなっています

「不法投棄」の罰則の変遷

S 4 6	罰金 5 万円以下	
S 5 2	有害物～懲役 6 月以下	罰金 3 0 万円以下
	その他～懲役 3 月以下	罰金 2 0 万円以下
H 4	特管物等～懲役 1 年以下	罰金 1 0 0 万円以下
	その他 ～懲役 6 月以下	罰金 5 0 万円以下
H 9	産 廃～懲役 3 年以下	罰金 1 0 0 0 万円以下
		(法人両罰 罰金 1 億円以下)
	一 廃～懲役 1 年以下	罰金 3 0 0 万円以下
H 1 2	懲役 5 年以下	罰金 1 0 0 0 万円以下
		(法人両罰 罰金 1 億円以下) →現在は 3 億円

最後に

- 一つの違反が大きな結果につながる可能性があります
- 事例の中には、従業員の方が独自の判断で違反されていたものもあります
- 今後も、法令遵守を

よろしく申し上げます